

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案〈日切れ扱い〉

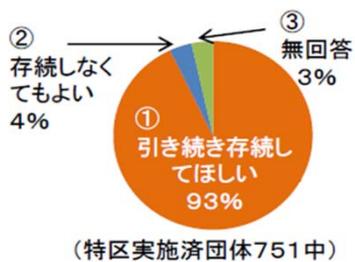
経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革の推進等に係る提案の募集及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、地方公共団体の要望に基づく規制の特例措置の追加等の所要の措置を講ずる。

背景

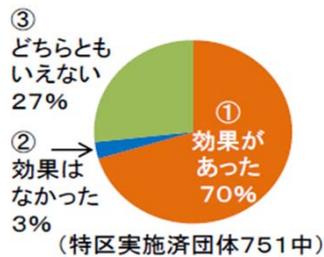
- ◆平成15年の法施行以来、これまで1,100件を超える構造特区計画の認定、700項目を超える規制緩和を実現。
- ◆地方公共団体から制度の存続について強い要望。

構造改革特区制度に係るアンケート調査結果（平成23年6月、地方公共団体等）

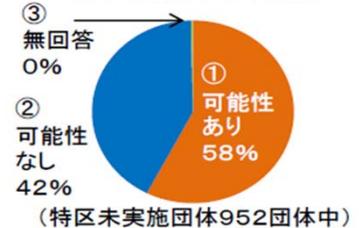
(1) 特区制度の存続について



(2) 特区制度の効果について



(3) 未実施団体の今後の見通し（特区を利用する可能性）



法案の概要

認定申請期限等の延長

以下の期限について、平成29年3月31日まで延長する。

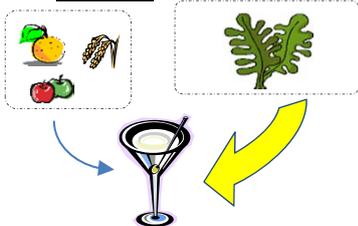
- 新たな規制の特例措置等に係る提案を募集する期限（現行：平成24年3月31日）
- 特区計画の認定を申請する期限（現行：平成24年3月31日）

規制の特例措置の追加等

- ◆地方公共団体が、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に基づき実施する事業に適用できる規制の特例措置として、以下の特例を追加

◆酒税法の特例(拡充)

- ✓ 酒税法の特例措置について、特産酒類（リキュール）の原料として水産物等を追加。



◆河川法及び電気事業法の特例等(新規)

- ✓ 小水力発電の水利使用の許可手続について、国土交通大臣の認可等を不要とする等、手続の簡素化・迅速化。



◆地方公共団体の事務に係る規制に関する条例委任の特例(新規)

- ✓ 地方公共団体の事務に関する政省令に規定された規制について、規制の特例措置を認定地方公共団体の条例に委任。



さらなる経済社会の構造改革と地域の活性化を推進